

保護者の皆様

### 学校感染症における出席停止について

平素は、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、お子様が学校感染症に罹患した場合、学校保健安全法に基づき出席停止となります。出席停止となった期間は「登校すべき日数」には入りません（欠席には数えません）。ただし、下記の疾病証明書（学校感染症用）が提出されない場合は欠席の扱いになりますのでご注意ください。

※本証明書発行には費用がかかる場合があります。また、本証明書でなくても、「生徒名」「疾病名」「出席停止期間」「医師の署名」が揃っておれば代用可能です。

主治医様

金光藤蔭高等学校長

### 証明書の発行について（お願い）

学校保健安全法第 19 条、学校保健安全法第 18 条第 19 条により、学校感染症に罹患している生徒は出席停止となります。お手数ですが、下記の証明書に必要事項をご記入のうえ、当該生徒にお渡しくださいますようお願い申し上げます。

### 疾病証明書(学校感染症用)

名前 ( 年 組)

#### ■ 第 2 類・第 3 類感染症 ■

インフルエンザ	百日咳	麻疹	流行性耳下腺炎
風疹	水痘	咽頭結膜熱	髄膜炎菌性髄膜炎
腸管出血性大腸菌感染症	流行性角結膜炎	急性出血性結膜炎	

#### ■ 第 3 類その他の感染症 ■ ※出席停止により感染拡大防止効果があるもの

感染性胃腸炎	溶連菌感染症	アデノウイルス感染症	急性細気管支炎
その他感染症( )			

出席停止期間： 年 月 日 ～ 年 月 日までの間

その後の登校は可能とします

いまだ病名の確定には至っていませんが、次のような症状から「感染のおそれなし」と判断できず、現時点での登校は不適切と判断します。（主症状： ）

その他の意見：

年 月 日

医療機関名

診 察 医 師

⑩